平成２５年（フ）第２１１号
神奈川県小田原市久野2240番地、前住所静岡県三島市徳倉５丁目19番２号　サンコート塩川201
債務者　大橋　健一
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２９号
堺市堺区宿屋町西３丁１番２―304号
債務者　ＳＳＤ―Ｓｅｒｖｉｃｅこと　杉本　大祐
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４４１号
堺市中区福田1034番地１
債務者　大橋　一美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５５９号
堺市堺区翁橋町１丁６番16―204号
債務者　髙木　俊博
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７１１号
堺市北区中長尾町４丁１番23号　トリヴァンナカオ303号
債務者　玉成工業こと　玉成　正和
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７２３号
堺市堺区西永山園４番19号301号、前住所堺市堺区香ヶ丘町４丁１番13号　ハウス弐番館207号
債務者　島田　幸司
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７７１号
堺市堺区南半町西１丁１番９号
債務者　坂本　孝一
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７８０号
大阪府河内長野市南花台３丁目６番40―102号
債務者　田中　良史
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７９９号
大阪府松原市岡４丁目６番16号
債務者　小原　一師
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８０５号
堺市堺区香ヶ丘町３丁５番１号　上所住宅202号、前住所堺市堺区北向陽町１丁３番25号
債務者　黒田　　丈
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８１３号
堺市中区東山1074番地４、前住所堺市中区辻之1455番地５
債務者　秋田　大輔
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷一番32番地１町営上小路住宅８―２号、従前の住所宮城県加美郡加美町月崎字昭和22番地
債務者　本田　　勲
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
岡山県久米郡美咲町里3105番地
債務者　市　　克巳
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第７２号
岡山県美作市藤生324番地１　藤生住宅５号
債務者　早瀬　ゆり
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１８号
徳島県三好市池田町マチ2453　渡辺アパート３号室、住民票上の住所香川県丸亀市綾歌町栗熊東764番地１
債務者　楠　　明義
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第２６３号
高知市北本町３丁目10番５―４号　豊田マンション112
債務者　山本　浩之
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高知地方裁判所破産係